

○松本市上下水道事業経営審議会条例

平成30年9月25日

条例第35号

(設置)

第1条 水道事業並びに公共下水道事業及び農業集落排水事業の経営に関し、必要な事項を調査審議するため、松本市上下水道事業経営審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 水道事業並びに公共下水道事業及び農業集落排水事業の経営に関する重要な事項
- (2) 水道料金に関する事項
- (3) 下水道使用料に関する事項
- (4) 農業集落排水使用料に関する事項
- (5) その他市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 使用者及び受益者の代表者
- (2) 有識者
- (3) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第5条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故あるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、上下水道局において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(松本市特別職の職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 松本市特別職の職員の給与及び費用弁償に関する条例（昭和26年条例第8号）の一部を次のように改正する。

別表第2 モーター類似施設建築審議会委員の項の次に次のように加える。

上下水道事業経営審議会委員			7,000	4,900
---------------	--	--	-------	-------

附 則（令和6年3月6日条例第4号）抄

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。